

令和5（2023）年度健全化判断比率等（見込）について〔概況〕

指標の概要

5つの指標とも健全段階である。
 なお、前年度に比べ、実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率は0.9ポイント改善した。

（単位：％）

指標名	内 容	対象範囲	本 県	財政健全化法		〈参考〉 地方債許 可制移行 基 準
				早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生 基 準	
1 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※フロー指標	一般会計等	—	3.75以上	5以上	2.5以上
2 連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※フロー指標	一般会計等 公営事業会計	—	8.75以上	15以上	
3 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）※フロー指標	一般会計等 公営事業会計	9.4	25以上	35以上	18以上
4 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき公営企業会計、出資法人等を含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※ストック指標	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 地方公社、第三 セクター 等	102.8	400以上		
5 資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 ※フロー指標	流域下水道	—	20以上		10以上
		電 気	—			
		水 道	—			
		工業用水道	—			
		用地造成	—			
		施設管理	—			

注1 本県欄の—表示は、黒字であることを表す。 注2 数値については、今後の決算調整の過程で異同を生じることがある。
 注3 一般会計等とは、一般会計及び8特別会計（公債管理、県営林事業、林業・木材産業改善資金貸付事業、地方独立行政法人県立病院貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、心身障害者扶養共済事業、中小企業高度化等資金貸付事業、就農支援資金貸付事業）である。